

# JIS

## エコセメント

JIS R 5214 : 2019

(JCA)

平成 31 年 3 月 20 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準第一部会 土木技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	宇 治 公 隆	首都大学東京
(委員)	綾 野 克 紀	公益社団法人日本コンクリート工学会 (岡山大学)
	石 田 知 子	株式会社大林組
	木 幡 行 宏	室蘭工業大学
	鈴 木 澄 江	一般財団法人建材試験センター
	棚 野 博 之	国立研究開発法人建築研究所
	谷 村 充	一般社団法人セメント協会
	塚 本 良 道	公益社団法人地盤工学会 (東京理科大学)
	津 川 優 司	一般社団法人日本建設業連合会 (飛鳥建設株式会社)
	早 川 光 敬	一般社団法人日本建築学会
	原 田 修 輔	全国生コンクリート工業組合連合会
	久 田 真	東北大学
	柳 田 直	特定非営利活動法人コンクリート製品 JIS 協議会 (株式会社日東)
	渡 辺 博 志	国立研究開発法人土木研究所

---

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 14.7.20 改正：平成 31.3.20

官 報 公 示：平成 31.3.20

原 案 作 成 者：一般社団法人セメント協会

(〒103-0023 東京都中央区日本橋本町 1-9-4 ヒューリック日本橋本町一丁目ビル TEL 03-5200-5051)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準第一部会 (部会長 酒井 信介)

審議専門委員会：土木技術専門委員会 (委員長 宇治 公隆)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 国際標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

## 目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	2
4 種類及び構成並びに用途	2
4.1 種類及び構成	2
4.2 用途	2
5 品質	2
5.1 一般事項	2
5.2 全アルカリ量の算出	3
6 原材料	3
6.1 クリンカー	3
6.2 せっこう	3
6.3 硫酸ナトリウム	4
6.4 石灰石	4
6.5 粉砕助剤	4
7 試験方法	4
7.1 密度, 比表面積, 凝結, 安定性及び圧縮強さ	4
7.2 化学成分	4
8 塩化物イオン残存比の測定	4
9 検査	4
10 包装	4
11 表示	4
12 報告	5
附属書 A (規定) 硫酸ナトリウムの品質の試験方法	8
附属書 B (規定) エコセメントの塩化物イオン残存比の測定方法	10
附属書 C (参考) 技術上重要な改正に関する新旧対照表	11
解 説	12

## まえがき

この規格は、工業標準化法第 14 条によって準用する第 12 条第 1 項の規定に基づき、一般社団法人セメント協会（JCA）から、工業標準原案を具して日本工業規格を改正すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本工業規格である。

これによって、**JIS R 5214:2016** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格に従うことは、次の者の有する特許権等の使用に該当するおそれがあるので、留意する。

権利者	特許権等の種類	特許番号／公開番号	発明の名称
太平洋セメント株式会社	出願公開後の特許出願	4283947/2001-054775	鉛・塩素の低減方法およびその装置
		4248736/2002-037655	モルタル・コンクリート製品およびその製造方法

上記の、特許権等の権利者は、非差別的かつ合理的な条件でいかなる者に対しても当該特許権等の実施の許諾等をする意思のあることを表明している。ただし、この規格に関連する他の特許権等の権利者に対しては、同様の条件でその実施が許諾されることを条件としている。

この規格に従うことが、必ずしも、特許権の無償公開を意味するものではないことを注意する必要がある。

この規格の一部が、上記に示す以外の特許権等に抵触する可能性がある。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権等に関わる確認について、責任はもたない。

なお、ここで“特許権等”とは、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権をいう。

## エコセメント

## Ecocement

## 序文

この規格は、2002年に制定され、その後4回の改正を経て今日に至っている。前回の改正は2016年に行われた。この規格は、都市部などで発生する廃棄物のうち主たる廃棄物である都市ごみを焼却したときに発生する灰を主とし、必要に応じて下水汚泥などの廃棄物を従としてエコセメントクリンカーの主原料に用いて製造される資源リサイクル型セメントの一種であるエコセメントについて規定している。

エコセメントの名称は、エコロジーのエコとセメントとを併せて名付けたものである。

なお、対応国際規格は現時点で制定されていない。

## 1 適用範囲

この規格は、エコセメントについて規定する。

なお、技術上重要な改正に関する新旧対照表を、**附属書 C**に示す。

## 2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

- JIS A 1144** フレッシュコンクリート中の水の塩化物イオン濃度試験方法
- JIS A 1203** 土の含水比試験方法
- JIS K 0557** 用水・排水の試験に用いる水
- JIS K 8155** 塩化バリウム二水和物（試薬）
- JIS K 8180** 塩酸（試薬）
- JIS K 8576** 水酸化ナトリウム（試薬）
- JIS K 8951** 硫酸（試薬）
- JIS M 8850** 石灰石分析方法
- JIS P 3801** ろ紙（化学分析用）
- JIS R 5201** セメントの物理試験方法
- JIS R 5202** セメントの化学分析方法
- JIS R 5204** セメントの蛍光 X 線分析方法
- JIS R 9151** セメント用天然せっこう
- JIS Z 1505** クラフト紙袋—セメント用